

令和3年第2回  
河内町議会定例会会議録 第2号

令和3年6月30日 午前10時01分開議

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	7番	諸岡	周示君
8番	牧山	龍雄君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君	
副	町	長	藤井	俊一君
総務課長兼秘書広聴課長		諏訪	洋一君	
企画財政課長		北澤	雅志君	
経済課長		坂本	紀幸君	
上下水道課長		香取	秀一君	
教育	長	鈴木	裕之君	
教育委員会事務局長		寺崎	光則君	
町民課長		石山	茂樹君	
税務課長		伊藤	英樹君	
子育て支援課長		足立	誠君	
福祉課長		吉田	茂久君	
出納室長		石山	哲也君	
都市整備課長		仲代	直人君	

1. 出席事務局職員

議会事務局長	小島	孝裕
--------	----	----

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

令和3年6月30日（水曜日）

午前10時01分開議

#### 議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程3. 議案第2号 令和2年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程4. 議案第4号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程5. 議案第5号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程6. 議案第6号 令和3年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程7. 議案第7号 令和3年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程8. 議案第8号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程9. 議案第11号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程10. 議案第12号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程11. 総務経済常任委員会報告
- 追加日程1. 山本 豊議員に対する議員辞職勧告決議
- 日程12. 閉会中の所管事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 議案第4号
- 日程5. 議案第5号
- 日程6. 議案第6号
- 日程7. 議案第7号
- 日程8. 議案第8号
- 日程9. 議案第11号
- 日程10. 議案第12号
- 日程11. 総務経済常任委員会報告
- 追加日程1. 山本 豊議員に対する議員辞職勧告決議
- 日程12. 閉会中の所管事務調査の件

午前10時01分開議

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまの出席委員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（服部 隆君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、有機給食への取組について、高齢者に対する河内町の助成については、佐川洋司君からの質問です。

2、上下水道の設備の状況について、町道の新設・維持補修等については、山本 豊君からの質問です。

3、奨学金返済支援について、選挙の投票方法について、かわち学園への生理用品準備については、星野初英君からの質問です。

4、農業被害について、直販センターについて、行政サービスについては、諸岡周示君からの質問です。

5、航空機の騒音防止対策について、子育て支援策の充実について、新型コロナウイルスの感染拡大防止策については、高橋 稔君からの質問です。

初めに、佐川洋司君、登壇願います。

〔2番佐川洋司君登壇〕

○2番（佐川洋司君） おはようございます。2番佐川洋司です。よろしく願いいたします。現在、新型コロナ感染症対策として、日々、情報が錯綜する中、地方自治体の対応が間われ、大変な御苦勞をされていることと思います。ぜひ、町民が安心して安全な生活に戻れますよう、御奮闘をよろしくお願い申し上げます。また、世界28か国でゲサラが開始されたという情報がたくさん出ています。日本も恐らくそれに続くと思います。

それでは、これより、町民の目線に立った質問をさせていただきます。簡潔な御返答をよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従い一般質問を行います。

1項目は、学校給食、有機給食への取組についてお聞きします。

2項目は、高齢者に対する河内町の助成についてお聞きします。

全て町民にとって安心・安全に関わる優先事項です。

詳細は、自席に着いてお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君

○2番（佐川洋司君） 有機給食への取組についてお聞きします。

前回の私の質問に対する町長、教育長の御回答は、あくまでも学校教育の中で、野菜づくりの体験学習を通じ、有機栽培を学ぶことは大切だという一般論にすぎません。

しかし、私がお聞きしたのは、学校給食そのものを有機給食に転換するお考えがあるのかないのかということです。また、有機給食を実施するならば、いつをめどに実施するのかをお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 佐川議員の質問にお答えします。

前日も教育長からの答弁がありましたけれども、地産地消で、米、野菜等は導入しているのが現状でございますけれども、さらに今御質問の有機給食への移行ということでございますけれども、やはり化学肥料を使わないで栽培するというのは、非常になかなか難しい面もあろうかと思えます。そういった意味で、できれば、先進地の視察、そして、町での生産者がどのぐらいの理解があって、どういうことをすれば、有機として導入できるかというのは検討しながら、ぜひ佐川議員にもそういうものに参加していただいて、町も協力をいたしますので、そういった形で、場所の提供であったり、食の提供ができるようなことになれば、少しずつ前進していくのかなと思えますので、なかなかいつまでという期日は切れないと思えますけれども、前向きに検討させていただきたいと思えますので、そういうことでお願いします。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。有機給食の転換に関しては、時間的にも費用的にもいろいろな面で町の助成が大変必要になってくると思えます。

千葉県のかすみがら市の話ですが、かすみがら市、木更津市などが、有機給食への取組が有名なのですけれども、かすみがら市の場合は、2013年、3戸の農家の取組から、5年間で日本初の100%有機米給食を実現しました。ブランド化もあり、JALのファーストクラスの機内食にも使われています。また、木更津市ですが、農業が基幹産業の8割を占めるため、オーガニックシティを目指し、市長自らが、かすみがら市を指導する稲作研究所に御指導をお願いしたとあります。有機給食への取組は、地方自治体のトップの考え方と哲学によるところが大変大きいといろいろなところで言われております。ぜひ、これから子供たちの未来と安全と食育にお力添えをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） 続きまして、高齢者に対する河内町の助成についてお聞きします。

農業従事者の多くは国民年金生活者ですが、現在、高齢者の医療費や介護保険料の負担は増加する一方です。

ところで、河内町は高齢者の割合が高いところから、介護保険料の個人負担額は、県内最高額の年間平均7万8,100円となっています。このような現状を鑑み、介護保険料を何とか茨城県平均レベルまで軽減する何らかの施策をお願いしたいと思えますがいかがでし

ようか。

○議長（服部 隆君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 佐川議員の御質問にお答えします。

令和3年度から令和5年度の3年間の保険料については、基準額において、おっしゃるとおり、年額7万8,100円となり、県内で1位となっております。しかし、65歳以上の第1号被保険者の方に一律でこの金額を納めてもらうわけではなく、所得に応じ、最大で7割まで負担が軽減される制度でございます。

河内町は高齢者の割合である高齢化率が高い上に、介護サービスを受けるための認定者が多く、こちらも茨城県内1番の認定率になっております。そのため、介護サービスを御利用になる方は大変多いのですが、希望のサービスが受けられない方や施設の空きを待つなどのいわゆる待機者は現時点ではおりません。できる限りサービスを充実させ、安心して、住み慣れた地域で生活ができるよう努めております。

しかし一方で、多く介護サービスを御利用いただきますと、介護保険運営経費は必然的に増加し、保険料に反映いたします。3年後の第9期計画の保険料上昇を抑制するためには、現8期計画において、介護サービスの確保と並行し、高齢の方が健康を維持し、介護サービスを利用する日数を1日でも減らせるよう、シニアクラブの活動やシルバーリハビリ体操の活動を推進、充実させることにより、安心して、心身ともに生き生きと暮らしていただき、多様な機会を通じて社会参加ができるよう努めます。

また、外に出たくない、人と会いたくないなどの理由により閉じこもりがちな高齢者に対し、訪問をきっかけに個々のお悩みや相談などを聞き取り、その方に沿ったサービスの提案をし、納得していただいた上で、傾聴ボランティア等の事業につなげ、健康寿命の延伸を図っていきたいと考えております。

各種サービスを御利用いただき、健康を維持していただければ、介護保険や医療費の削減につながりますので、皆様の周りに気になる方がいらっしゃいましたら、福祉課までお知らせいただきますようお願い申し上げます。

健康増進事業や生活支援、介護予防事業利用の推進をすることにより、介護保険給付費の拡大、ひいては保険料の抑制につながるため、各種政策に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。福祉課も町民課もよく仕事をしてもらっていると思います。ですが、もっと大きい枠を考えて、これからますます高齢化も進むと思います。例えばの話ですが、成田空港関連の助成金などがあると思いますが、こういうものを高齢者向けに何とか活用できないかと、そんなことをいろいろな各課で再度御検討お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、1番山本 豊君、登壇願います。

〔1番山本 豊君登壇〕

○1番（山本 豊君） おはようございます。1番山本 豊です。

本日は、上下水道の設備の状況について、町道の新設、維持補修等についての2件を通告に従い、一般質問させていただきます。詳細については、自席にて質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） まず、上下水道の設備の維持管理の現状についてですが、上下水道の今現在、加入率というのはどれほどなのか。また、設備等にあつての水道のポンプの故障で送水ができないとか、下水道ではポンプアップできない等の状況にならないように、現在の管理等の状況をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 山本議員の質問にお答えします。

まず、上下水道の普及率ですが、上水道の普及率、令和3年4月1日現在、94%となっております。下水道の水洗化率が、同じく令和3年4月1日、67%となっております。

続きまして、まず上水道の設備でございますけれども、建物としまして、管理事務所、車庫がございます。これは、どちらも昭和57年竣工でございます。機械類については、受変電設備、非常用発電機、動力制御盤、排水ポンプ4台、それと配水池がございます。受変電設備、非常用発電機については、平成26年度に交換、動力制御装置については、平成28年度、排水ポンプについては、平成28年度から平成29年度にかけて交換しております。配水池につきましては、平成24年度に新しく建て直しております。

保守、維持点検ですけれども、電気保安業務として、受変電設備、非常用発電機は毎月点検しております。排水ポンプ、動力制御装置については隔年で実施しております。管理事務所ですけれども、昭和57年度より約39年、年月がたっております。外壁も大分傷んできてしまっている状況でありますので、今年度外壁の設計をいたしまして、来年度以降、外壁の工事をしていく予定でございます。

続きまして、下水道設備ですけれども、流量計が6か所、マンホールポンプ21か所ございます。

流量計、マンホールポンプについては、それぞれ年4回の点検を実施しております。そのほか管渠の清掃作業、マンホールの点検作業も硫化水素が出やすい箇所を重点的に年1回行っております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 定期的に点検をされているということで、計画的な今後の補修等

はあるかと思うんですが、上水道の個人のお宅のメーターで、その使用期限等はあるのか、あとは期限なんかがどういう状況で、今どういう対処をしているか、分かればお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 個人のメーターの設置なんですけれども、こちらは検満8年となっております。

前回、御説明、お願い申し上げたとおり、うちの方で約1,000近くのメーターの検満切れが発覚しました。県計量検定所の指導により、先週6月の実施報告書も終わったんですけれども、当初予定6月までに443を交換するという事だったんですけれども、現在492交換、設置の手続が完了しているところでございます。

今後、残りと来週、再来週以降に、また283、約300弱の発注を予定しております。11月末までには、全戸メーターの交換が終わる予定でございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。

では次に、町道の新設、維持補修等の今現在の要望状況と要望があった箇所についての工事の発注状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 山本議員の御質問にお答えします。

町道における新設、維持補修等に関する御質問ですが、道路に関する要望については、町民個人からではなく、基本的に各区長の皆様からの要望で受け付けております。内容については、路面の陥没や路肩の崩れ、碎石の補充のほか、道路全体の舗装や水たまりの解消、除草など様々な要望がございます。

道路の陥没など緊急を要するものについては早急に対応しております。また、道路全体の舗装や側溝の布設を同時に行う工事の要望につきましては、直近3か年で平均約11件でございます。年度をまたがり、重複している要望もございますが、交通量や路面の破損状況等を勘案して工事を行うこととしております。実際行った100万円以上の工事については、3か年平均で約10件となっております。

今年度行う工事についても、平成29年以前の要望も含まれており、工事の要望の順番どおりにならないこともあります。町といたしましても、順次、整備をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 町においても、古い順番とか、以前からの要望等もあるかと思いますが、町民の皆様のため、またその集落内の生活用道路の整備、あと先日ですが、千葉

県なんかでも下校中の交通事故なんかもありましたが、子供たちの通学路の安全確保も含んでの町道の道路整備をなるべく早急に対応していただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（服部 隆君） 次に、10番星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様おはようございます。10番星野初英です。

通告に従いまして一般質問を行います。

改めましてですけれども、野澤町長、御当選おめでとうございます。河内町の発展のために御活躍を御期待しております。コロナワクチン接種も、お医者さんがいないため心配をしておりましたが、今、順調に進んでいることに関係各所の皆様に感謝申し上げます。

今回の質問は、ますます少子高齢化が進む中、少しでも若い方たちに多く住んでいただくためにどのようにしたらよいのかということは、町にとっての課題だと思っておりますが、そういう観点から、3項目の質問をさせていただきます。

担当課長と町長の前向きな答弁を御期待いたします。詳細は自席にて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 初めに、奨学金返済支援についてお伺いいたします。

経済的理由から進学が難しい学生が利用する奨学金、新たに返済不要の給付型奨学金の創設や拡充など政府は力を注いでいると感じておりますが、現実には、返済が必要な貸与型奨学金を利用している学生がほとんどです。

日本学生支援機構の発表によると、同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生などの2.7人に1人が利用していることとなります。2019年度末の延滞者は約32万7,000人、延滞の主な理由は、家計の収入や本人の低所得が指摘されます。負担の重さから、奨学金を返済したくてもできない実態が浮き彫りにされ、行政の支援が求められていると感じております。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されております。一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金を当該自治体が支援するものです。2020年6月現在の調べでは32件423市町村が導入し、その後も広がりを見せております。

茨城県内でも、阿見町が県内地域では初の取組をスタートされたとお聞きし、制度設計を担当された職員の方にプロセスを伺ってまいりました。令和2年度奨学金返済補助金を創設し、8人の利用者があったと伺いました。今後も広報に力を入れ、若者の定住促進、人材育成に尽力していくとの意欲を示されておりました。2020年6月からは、国の支援する範囲も拡大され、地方自治体にとっては、より制度化しやすく、若者が魅力を感じる設

計が望めると考えます。

河内町の多くの若者が高校を卒業し、進学や就職をすると、町を後に転出する傾向が長期間にわたり顕著に表れていると感じています。都心から50キロの圏内である河内町は、通学、通勤をし、河内町に住み続ける魅力や実効性のあるメリットを少しでもアピールしたい思いは募ります。町内定住や就職など一定の条件の下で、町が奨学金返済を支援することで、町へのUターンなどの可能性にもつながるものではないでしょうか。

そこで、奨学金の返済支援に対する町の考えを、寺崎事務局長、お聞かせください。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 星野議員の質問にお答えいたします。

初めに、進学を支援する施策として河内町が実施している奨学金制度について御説明させていただきます。

町では、昭和63年に田沼多喜男様より寄附いただきました1億円を原資として創設されました、田沼多喜男生涯学習等基金を活用し、高校進学を希望しており、経済的な理由により就学が困難な生徒を対象とする奨学金制度を実施しております。この奨学金は、返済不要な給付型の奨学金でありまして、月額7,000円を高校卒業まで給付するもので、さらに入学年度については、特別奨学金として年額7万円が給付されるものです。対象要件としましては、経済的な理由のほか、生徒及び保護者が町内在住であること、高校進学を希望している、または在学していること。学習態度が良好で、校長の推薦を受けた者となっております。平成元年から令和2年度まで32年間で82名の生徒が利用し、3,978万9,000円が給付されております。

次に、奨学金の返済支援につきましては、御質問にもございますように、若者の定住やUターンを促進するため、地域内に居住することや地域内の企業に就職することを要件に、奨学金の返済支援事業を実施している自治体が増えてきているところです。また、令和2年度から、特別交付税において市町村負担額に対する算定率が、10分の5から10分の10に変更され、対象者が大学生だけでなく、高校生も対象となり、併せて制度の広報経費についても対象経費になるなど、国の財政支援は拡大されているところです。

町としましては、先行事例を参考に、実施する場合の要件やその効果を調査した上で、実施に関し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 寺崎局長、ありがとうございました。

それでは、ここで町長にお伺いしたいと思います。

1人の住民が入ることによって、税金の収入があると思います。先ほど寺崎局長の説明の中にもございましたが、令和2年度から国の交付税も増えており、対象者も大学生だけでなく高校生も対象になり、また、広報経費も対象となるため、国の支援が拡大されてお

ります。利根町でも奨学金返済支援を始めるに当たって、金額を決めているところであるとお聞きしております。最低でも、利根町の場合は、年間20万円という想定だそうです。国の補助金を利用して、我が町においても導入をお願いいたしたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

ただいま教育委員会のほうから、田沼さんの基金についての説明があったと思いますけれども、やはり、高校であったり、大学に行くのには、それなりのお金がかかりますから、親の支援だけでは足りない人がたくさんいらっしゃると思います。そういうことで、奨学金も、皆さん300万円だったり500万円だったりというお金を借りて大学を卒業するということをごさいますて、返済は、35歳ぐらいまで返済が続くということもありまして、卒業しても、経済状況等々、例えば、コロナであったり、震災であったり、いろいろな条件というのは先が見えませんが、そのときにきちんと就職できるという保証は当然ありませんので、しかし返済はしていかなければならないということでもありますので、今の茨城県内4市町村ですか、50万円から100万円ぐらいの補助をしているところもありますけれども、やはり若者が町に残っていただくというためには、そういう支援も必要だというふうに思っておりますので、ただ単に補助をするということではなくて、やはり目的に合ったもので、財政状況を考慮しながら、それなりの支援をしていくのは当然だというふうに思っておりますので、その辺を前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 野澤町長、ありがとうございます。町の定住促進の80万円まで出すという案もお聞きしたのですが、ちょっと目的が、補助金とか使うのに難しいかなと私も考えまして町長に質問したわけですが、本当に定住促進ではなくて、その奨学金返済支援も早く取り入れて、国の補助金を利用して、河内町の人口減少を1人でも多く食い止めることにつながることを祈っておりますので、ぜひぜひ早目に御検討というか、前向きに実施していただけるよう、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2項目め質問をいたします。

選挙の投票方法についてお伺ひいたします。

町長選挙が終了したばかりですが、引き続き、知事選挙、衆議院選挙と続きます。近隣自治体を見ても、投票時間を繰り上げる自治体が増えております。我が町は高齢化が進んでおりますので、立会人選出にも御苦労されていると思います。また、職員の方も朝から深夜遅くまで事務に従事したとしても、翌日は通常どおり出勤されていると思います。期日前投票の利用が定着している現状の中、当日の投票は以前に比べて少なくなっていると思いますが、当日の投票人数と6時から8時までの投票人数、全体の期日前人数をよ

ろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 星野議員の御質問に、河内町選挙管理委員会書記長としてお答えいたします。

直近の選挙である令和3年5月16日執行の河内町長選挙では、選挙投票日の投票者数は4,023人となりますが、午後6時から午後8時の時間帯における投票者数は373人となります。また、期日前投票は、5月12日から5月15日までの4日間で延べ1,277人、1日平均約319人の投票があり、期日前投票の投票率は16.94%となりました。

投票者数等につきましては以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 諏訪課長、ありがとうございます。期日前投票が進んでいる中、当日373名の方が6時から8時に投票していることに驚きました。住民の関心が高い町長選なので多かったことも考えられます。今後、知事選、衆議院選挙と続きますので、データを見て、近隣の自治体の投票時間を繰り上げているところが多くなってきておりますので、公職選挙法の40条に記載してありますが、河内町においても、当日の投票時間繰上げの検討をお願いいたします。

期日前投票ですが、我が町は地理的に利根川に沿って長いので、期日前投票ができる場所がもう1か所あればと考えます。例えば、つつみ会館等でできるようになると、金江津地域の方々が期日前投票をするのに便利になると考えます。どうしても投票所まで行くのが大変なので、当日まで待って、近くの投票所に投票に行くようにしている方もいらっしゃると思います。

全国的に進んでいる高齢化に伴い、高齢者の方たちはじめ、交通弱者の方たちの手助けをしようとの取組が行われています。島根県浜田市では全国で初めてワゴン車を活用し、移動式の投票所を開設いたしました。ほかにもコミュニティバスに投票箱を積んで投票できるようにしたり、今、過疎地が主ですが、移動式投票所を取り入れているところが増えてきている状況であります。

我が町も高齢化が進んできておりますので、このままではなく、住民の便宜を図ること、さらに考えて、何とか工夫はできないものでしょうか。諏訪課長、答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 初めに、投票日の投票時間の繰上げについてお答えいたします。

令和3年5月の河内町長選挙の投票日における投票時間は、午前7時から午後8時となっておりますが、1時間当たりの投票者数を比較すると、午前10時から12時の時間帯が約489人と最も多く、午後6時から午後8時の時間帯が約187人と最も少ない状況となっております。

ります。

令和3年9月に茨城県知事選挙が予定されておりますが、投票日の投票時間の繰上げについては、平成29年8月に行われた茨城県知事選挙では、県内44市町村の1,372か所の投票所のうち、1,094か所の投票所において投票時間の繰上げがされ、投票所全体の79.7%となりました。繰上げ投票の主な理由としては、午後6時以降の投票があまりないことや十分な期間の期日前投票行っていることなどとなっております。

投票日の投票時間の繰上げについては、今後予定されている茨城県知事選挙や衆議院議員総選挙の投票結果を踏まえながら、近隣市町村の動向も参考とし、町選挙管理委員会の課題とさせていただきます。

続きまして、期日前投票所の増設及び移動式投票所についてお答えいたします。

河内町の期日前投票所は、長竿地区の中央公民館に設置しておりますが、設置場所の選定理由としては、町のほぼ中心部に当たることや駐車場が広く、選挙人の主な移動手段である車での利便性が高いことなどがございます。

直近の選挙である令和3年5月の河内町長選挙では、投票場入り口での検温や消毒を行うとともに、投票用の使い捨ての鉛筆の使用や使用する記載台を制限するなど、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底して行いました。また、従来からの期日前投票システムの活用に加えて、投票所入場券の宣誓書の事前印刷方式を採用し、選挙人が自宅等で事前に宣誓書の必要事項を記載することにより、投票所での宣誓書への署名をすることなく、投票することが可能となりました。

御質問いただきました期日前投票所の増設につきましては、近隣自治体では、自治体の庁舎等の公共施設に加え、駅や商業施設等での期日前投票所の開設の事例も見受けられます。また、バスやワゴン車等を利用した移動期日前投票所は、令和元年7月の参議院議員通常選挙において、茨城県内においては高萩市や神栖市等で実施された事例がございます。

今後、河内町においても、投票所までの移動手段を確保することが困難な高齢者等が増え、投票率が低下していく懸念もございます。期日前投票所の増設や移動式投票所の実施につきましては、投票管理者及び投票立会人、選挙従事者の確保や実施に伴う財政負担等の課題がございますが、先行自治体の事例も参考としながら、町選挙管理委員会において調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 諏訪課長、ありがとうございました。選挙管理委員会において調査していただき、また、住民の投票所までの移動手段の確保や町の投票率を上げる等、投票率のことを考えていただきまして、前向きに検討をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、最後の質問のかわち学園の生理用品の準備についてお伺いいたします。

今回のコロナ禍の中で、生理の貧困が問題になっております。子供たちが保護者からのネグレクト等、生理用品を買ってもらえないケースや父子家庭で父親に言えないケースがあると聞きしております。近隣の自治体でも学校のトイレに生理用品を置くなどの取組が始まっております。

うっかり忘れる場合もあるでしょうが、突然生理が来てしまい、戸惑い、友達に持ってこないかと聞くこともあると思います。また、保健室に行って、先生に相談している生徒もいるでしょう。生理について語ることは恥ずかしいという思いもあり、当事者から声は上げづらい面もあります。

学びの場である学校で、人目を気にせず、手に入れることができるかわち学園の女子トイレの個室に、トイレットペーパーがトイレに置いてあるのと同じように、かわち学園に常にあると思えば、誰もが安心して学校に登校できるように、生理用品を備えることはどのようにお考えでしょうか。

鈴木教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 星野議員のかわち学園の女子トイレに生理用品を備えることをどのように考えるかという質問に答えさせていただきます。

トイレットペーパーがトイレにあるように、トイレの個室に生理用品が備えてあれば、子供たちは安心して学校に通える、この心遣いに、星野議員の子供たちを大切に思ってくださいのお気持ちが伝わってきます。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

それではまず、現在の対応について御説明いたします。

かわち学園では、生理用品をトイレに備えてはおりません。生理用品は、保健室に常備しておいて、必要なときに養護教諭などに申し出て使用することになっております。このことにつきましては、毎年4年生女子児童に、生理に関する指導を実施する際に周知しております。これまでに忘れてしまったり、急に必要になったりした場合など、月に1人か2人くらい申し出る子供がいるという状況です。毎月定期的に、同じ子供が使用するということはないとのことです。

このように、かわち学園では、必要なときは保健室で提供できる環境にあり、養護教諭が子供たちと対面することで、その様子や体調などを確認したり、アドバイスしたりすることができるため、今後も継続したいと考えております。

次に、子供を育てるという視点からお話しさせていただきます。

かわち学園では学校教育目標を「夢や希望をもち 自ら考え行動できる児童生徒の育成」として、日々教育活動を実践しております。この自ら考え行動できる児童生徒の育成とは、まさしく児童生徒の主体性を伸ばすということです。主体性とは、自分の目標ややりたいことを自分で決め、どんな方法で、どのように達成していくかを考えて行動できる力と言えます。

かわち学園では、毎日の授業や生活の中で、特別活動で、その主体性を育成すべく取り組んでおります。今回の生理用品の常備に当てはめてみると、急に必要になったとき、友達に言ってもらう、担任や女性の先生からもらう、保健室へ申し出て使用するなど、いろいろな方法を考え、選択して、行動に移すことができるということです。困ったときにSOSを出せる、「助けて」が言える、そんな子供を育てたいと考えております。

また、保健室の存在についてお話しさせていただきます。保健室は、けがを治療してくれるところであり、体調が悪いとき体を休めるところでもあります。そして、今の保健室には、もう一つ、心の悩みを養護の先生に話して解決方法を見いだすなど、心の癒しとなるところという大切な役割もあります。

ただいまお話しさせていただきましたこと、そして、現在のかわち学園の状況を考え合わせると、生理用品が必要になったときは、保健室に申し出て、使用するという形を継続していきたいと考えております。

ただ今後、星野議員がおっしゃるように、コロナ禍の中で、自分で生理用品を用意できないという状況が多く見られるようになった場合は、トイレへの備えを検討することもやぶさかではございません。

一つ付け加えさせていただきたいことがあります。2人の養護の先生から聞いたことです。保健室の生理用品を使用した子供が、数日後、ありがとうございますと新しいものを戻しに来たとのことでした。使用したら戻すということにはなっていませんが、その子供は自分で考えて戻しに来た、もしかしたら、家族にそうしたらと教えられたのかもしれないとのことでした。その話を聞いたとき、私は、河内の子供らしいなど大変うれしくなりました。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 鈴木教育長、丁寧な答弁をありがとうございました。河内の子供らしい、すばらしいエピソードをお聞きしまして、本当に心が温まりました。

かわち学園での学校教育の目標の中の児童生徒の主体性を伸ばすことの大切さが、とてもよく理解できます。今後、コロナ禍の中でどのような状況になるかも分かりませんが、保健室の先生と連携を取りながら、生徒の状況をよく見守っていただき、状況によっては設置を考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、7番諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さん、こんにちは。7番諸岡周示です。5月には町長選挙が執行され、野澤新町長が誕生しました。おめでとうございます。もうかれこれ1か月が過ぎましたけれども、公約として、前町長の事業を継続しながら、夢あるまちへ、命と暮ら

しを守り町民が主役の河内町を目指したいと、そういう抱負を述べられました。そして、新型コロナウイルス感染症対策にも十分な対応をしていただき、早期に実現したいということも公約に掲げ、ワクチン接種も順調に進められていると感じております。当町には、様々な諸問題が山積みになっている中で、今後、優先順位をつけ、スピード感を持った行政運営をしなければならないと考えます。

通告に従いまして、本日の質問は、1番目として、新利根川流域における特定外来性植物ナガエツルノゲイトウなどの水田への被害状況、そして環境的取組と対策や収穫時期のカメムシ被害についての質問です。

2番目に、これも公約に掲げた早期リニューアルのオープンに向けた直販センターの今後の取組やその計画について質問いたします。

3番目として、行政運営における満足のいく行政サービスの向上について質問いたします。

詳しいことは自席にていたしますので、担当課長、そして、町長におかれましては、丁寧な答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） まず初めに、特定外来性植物ナガエツルノゲイトウなど、新利根川流域において、3月に竜ヶ崎工事事務所が除去作業を実施されました。以前に工事事務所の職員、そして新利根川流域管内の茨城県選出の議員方、そして国会議員の葉梨事務所の方、また町長はじめ町執行部の担当課長や我々議員、そしてボランティアの皆さん、また県の環境研究所あたりも参加しての視察も実施したところですが、先ほど言いましたように、3月に除去作業が行われましたが、除去作業で取り切れなかった切れ茎が、その後5月の連休中の間、新利根川の流域の上流から下流、そして風が吹けば下流から上流へと浮遊し、近隣の住民の皆様からたくさん苦情が寄せられたと聞きました。また4月半ばには、土地改良区では水田への出水が始まり、そのような原因などから、広範囲に被害が私は拡大したのではないかと考えます。また、工事事務所の除去の施工方法にも、私は問題があったのではと考えます。

というのは、平成29年3月に2回目、ミズヒマワリ除去等に関する勉強会というものが近隣の市町村でやられたということも担当課長は知っていると思いますけれども、その中で、乱暴に除去をすとかえって生息域を広げるといようなことを言われておるにもかかわらず、施工方法がずさんであったと、私は感じております。やはり、情報はいろいろな面で共有をしていないといけないと思うので、かなり共有がされていなかったのかと。下流へ行けば行くほど、地名でいうと新利根川の下流部、旧新利根町下太田辺りでも、かなりの水田への被害が出ております。

そして、今月25日、私JAの役員もしていますので、JAの西部地区の研究会がありました。そこで、農研機構の先生が出席していただきまして、ナガエツルノゲイトウにおける生態

の講義、そして対策の中間の報告がありました。

そのような中で、町として、この状況認識等を県に対して、どのような対策、申入れをしたのか、担当課長に質問をしたいと思います。また、今、協議会ができたという話も聞きますけれども、そのできた構成メンバー、主体はどこなのか、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

現在、昨年度末、竜ヶ崎工事事務所で行った新利根川内の除草工事により、新利根川流域の水田にナガエツルノゲイトウが拡散しているということです。以前から、町の議会でも取り上げられている植物でございます。この植物は先ほどもありましたように、茎や根の断片からでも再生することが可能なため、非常に駆除しにくい植物となっております。

今回、竜ヶ崎工事事務所で除草工事する上で、県においても断片等から再生するという事は認識していたと考えておりますが、その県と工事業者がそういった情報を共有していたかどうかというのは、こちらでは申し訳ありませんが、把握してございません。

それと、町からの申入れということでございますが、町から申入れ、特別に申入れということではなく、県の主催であります新利根川流域ミズヒマワリ等除去に関する連絡協議会において、それぞれでこういった拡散がし得るといような状況は、それぞれの市町流域の土地改良区、県、そういったところでも認識していると考えております。

それと、今申し上げました新利根川流域ミズヒマワリ等除去に関する連絡協議会のメンバーについてですが、まず主催が県となっております。県の担当課につきましては、県の生物多様性センターというところで主催しており、県関係につきましては河川課、それから竜ヶ崎工事事務所です。あとは流域の龍ヶ崎市、稲敷市、利根町、河内町です。それから土地改良区で、豊田新利根土地改良区、新利根川土地改良区となっております。こういった団体に情報を共有しております。

今後、そういった協議会がございますので、現在のところ当町の経済課のほうはまだ加入していないので、オブザーバーとして併せて参加のほうをしていただきまして、駆除や防除の情報を共有していきたいと考えてございます。

また、町といたしましても、茨城県に対しまして、特定外来生物でありますナガエツルノゲイトウが水田のほうに流入しないよう、駆除や防除について町長と相談の上、他団体とともに要望も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） よろしく申し上げます。そこで、先ほど言いましたように、中間報告があった中で、薬剤における除去の効果も見られたというようなことも報告がありました。拡大を防ぐ観点からも町のほうにお願いしたいんですけれども、広報紙、以前1度

回りましたが、その辺もう一度周知をしたらいいんじゃないかなと私は考えます。また、薬剤に関しても、できれば少しでもいいですから補助もできないものかと。これはあくまでもお願いです。

また今後、収穫時期を迎えるに当たって、昨年も質問があったと思いますけれども、カメムシ被害などについて、補助金の支給をしてはどうかというようなことも思いますけれども、近隣では実際に補助金を支給しているところもありますので、その辺の考えはないか、経済課長に質問をいたします。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

一つ目に御質問がありました、御指摘のナガエツルノゲイトウによる農地周辺への定着については、4月中旬頃、農家の方からの情報の提供により、水田の畦畔に当該植物ではないかとの情報をいただいたところであります。早期発見及び拡大防止の観点からも、まずは農家の方々に対しまして、当該植物の見分け方とともに、防除と蔓延の防ぎ方などを知っていただくため、国の研究機関である農研機構からの情報提供を受けまして、5月に配布した回覧により、当機構が作成したリーフレットを使って注意喚起を行ったところでございます。

その中でお知らせした内容といたしましては、当該植物の主な特徴と具体的な防除対策例について周知いたしました。都市整備課長からもございましたが、その主な特徴といたしましては、三つ挙げられております。一つ目は、数センチ程度の茎の断片からも、容易に根が張り出し、再生力も旺盛であること。二つ目は、茎はちぎれやすく、節や根からも活発に再生し、水にも浮きやすいため、拡散のスピードが速いこと。三つ目は、乾燥にも強く、畦畔や畑地でも生育が可能のため、様々な場所へ広く侵入し、定着してしまうことなどが挙げられるようです。

このような特徴から、一たび農地へ侵入し蔓延するようなことになると、防除が大変困難になる恐れがあることから、この定着する前の初期段階での拡散防止の対策例も併せてお知らせしております。対策例としましては、河川や用水路を通じた侵入を防ぐため、農業用水の給水栓にもみ袋や収穫ネットをくくりつけ、水田内への拡散を防止することが対策の一つとされております。また、注意が必要とされることといたしましては、トラクターなどの農業用機械に茎等の断片が付着し、運ばれ、拡散することも考えられるほか、畦畔の刈り払い管理でも、茎等の断片が水田内に入る可能性もあるため、注意が必要とされております。

今後は防除体系の確立に向けて、農研機構においては、モニタリング調査や防除対策の研究が行われており、これらの知見については、引き続き各種広報媒体による啓発等を行ってまいります。また、これらと併せて対応策等の共有につきましても、都市整備課長からもありましたとおり、庁内間の情報共有はもとより、農研機構や農業改良普及センター

などの各関係機関とともに連携して対応策の検討に、引き続き努めてまいりたいと考えております。

続けて、2点目の御質問にお答えいたします。

カメムシ類における病害虫防除薬剤の購入費補助の支援につきましては、近隣市町村等の支援状況を踏まえた上で、現在の薬剤の使用状況も把握しながら、支援事業の内容を検討してまいりました。この支援事業の内容といたしましては、カメムシ類に効果のある薬剤を使用し、空中散布または手まき等により防除を行う事業を対象としております。また、これに加えて、近年、県西の地域に多く発生が見られるイネ縞葉枯病につきましても、今後の発生を抑制するため、ウンカ類に効果のある苗箱処理用の薬剤も補助対象としております。

これらいずれの支援に対しましても、営農計画書の提出を要件とする稲を作付した町内の農地を対象とし、10アール当たりの薬剤の標準使用量分を基に、補助対象経費の3分の1以内で、500円を上限に補助を行うこととしております。

今後は、これら支援事業を活用いただけるよう農家の皆様にお知らせし、農家の方々の負担軽減とともに経営の安定を図られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 両担当課長に、今後ともよろしくお願いします。

続きまして、先ほどありました野澤新町長が公約の中で、直販センターの早期リニューアルオープンに向けた今後の取組と計画について、議員説明会にありましたが、再度、詳細について担当課長より説明をお願いしたいと思います。

また、出荷者に対して生産する品物を調整しなければならないと思いますが、その辺も含めて、まずは経済課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

かわち直販センターのリニューアルオープンに向けた今後の取組や計画について、これまでの経過を含めまして、お答えいたします。

昨年6月より再編検討委員会におきまして御審議をいただき、本年3月に答申をいただいております。この答申の中では、再編における既存直売所施設の位置づけや役割、目的の明確化などとともに、場所や規模、導入機能や管理・運営方法などを幅広い視点から、様々な御意見、御提案をいただきました。この中では、地域の農産物の売る場所の提供を第一に考えながら、町民の交流やにぎわいにより、生きがいにつながるまちの活性化の拠点とすることが望ましいとの御意見をいただいております。

これらの御意見を基に、現在検討しております計画案では、農産物直売所の機能につい

ては、これまで農産物の加工所とされていた施設へ機能を移転し、その南側へ新たにサイクルステーションの機能を取り入れることを計画しております。これには答申にもございましたように、町の特色を生かした集客性にも配慮した機能を充実させることを計画しております。このため、利根川の堤防沿いでサイクリングをして楽しむ方々の誘客や、レンタサイクルにより町の観光スポットを周遊しながら町の景色を楽しめるよう、サイクリングマップやスマートフォンのアプリと連動させる機能の導入など、様々な新たな機能を取り入れながら、町外からの来訪者とともに、農産物直売所との相乗効果を図りたいと考えております。

また、これまで農産物直売所として利用していた施設については、答申にもございましたように、まちの拠点施設として地域の交流や経済活動の核となるよう、民間事業者等の経営ノウハウやアイデアを活用しながら、集客にもつなげられる観光情報の発信と地域交流によるにぎわいの創出が図られる機能を導入する計画としております。

これら施設の管理・運営につきましては、民間の経営や販売ノウハウを取り入れながら、町が出資するまちづくり公社等において運営することを検討しております。

また、各施設の整備の予定時期につきましては、農産物直売所及びサイクルステーション施設については、地方創生臨時交付金の充当を予定しながら、今年度を準備期間とし、先行してのオープンを目指してまいります。また、観光情報の発信交流施設については、町の財政負担を考慮しながら、補助金や交付金等の活用を検討し、来年度以降の施設全体のリニューアルオープンを目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、農産物直売所へ利用出荷を予定される方々への出荷調整等につきましては、今後設立を予定しております出荷者協議会等におきまして、安全・安心な農産物の生産や出荷者の連携による安定供給など、円滑な運営を図るためにも、出荷者の方々による話し合いを行いながら合意形成を図っていくことといたします。その中で、出荷物の陳列場所や陳列方法、陳列ルールなどの販売環境のほか、販売方式や販売価格の設定など、管理運営者とともに、当協議会において十分相談の上、協議していくこととなります。

いずれにしましても、今後の再編事業の計画におきましては、これらの答申内容を十分に踏まえながら、早期のリニューアルオープンを目指して、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

直売所に関しましては、私も選挙公約で早急にリニューアルをしたいということをおっしゃっておりますので、今回の補正予算のほうで承認していただければ、早急に実施設計、具体的な図面を作って、積算をしまして、8月をめどに工事発注をしていきたいというふうに考えております。その中で、9月の議会において工事承認をしていただいで、2月ぐらい

を目標に新たな直売所、そしてサイクルステーションの建設をしていきたいと思ひます。

また、その中にはN A Aとも交渉しまして、裏にある事務所もあちらに移転ということで、協議もそれなりに整いましたので、そちらもこれから設計の図面の中に加えさせていただいて、その辺も一緒に協力をしていただくということも理解が得られましたので、併せて具体的な図面と金額が出ましたら、また議会の皆様には説明をさせていただきたいというふうに思っております。

また、その後も、計画、様々なことを取り入れていこうという仕掛けを自分なりにも考えておりました、農地であったり、建物の協力を得ながら、失敗するわけにもいきませんし、ぜひとも皆さんが、たくさん町内外から来ていただけるような施設づくりを目指していきたいと考えております。まだ就任して1か月ですので、これ以上スピード出しますと、スピードオーバーで捕まってしまうといけませんから、なるべく早くいいものを造っていくように頑張りますので、その辺の御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。安全運転で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、これも公約ですけれども、満足いく行政サービスの向上について質問をいたします。

私は、この議会で何回も町執行部、幹部の皆様にも、職員のスキルアップをお願いしております。なかなかまだそのようなことを感じないのが現状であります。私は一番、とにかく意識改革をしていかないと、今までの行政運営だけでは、なかなかこれから先に進まないと感じております。

町にもたくさんの、東京やいろいろ都会等にも勤めている方もいるし、その方あたりから言わせると、まだまだ河内町は甘いというようなことが、かなり私のほうにもいろいろな話が来ております。

そして、先ほど町長は公約に、夢あるまちにする、これは幹部の皆様にも夢あるまちを、オール河内町でやっていかないと、すごくこれから進んでいかないと思ひます。

そこで、野澤町長、意識改革、行政サービス向上、これより今後どのようにやっていこうか、その辺の御決意というか、その辺をお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） それでは諸岡議員の質問にお答えします。

なかなかすぐに満足のいく行政サービスができるかというところ、やはり、ある程度の時間がかかるというのは、承知をしていただきたいというふうに思ひます。

また、行革、行革と申して、ある程度人も減ってきておりますので、なかなか職員のほうも、各課の対応も苦慮しているところも事実であると思ひます。その中で、最低、毎週各課でミーティングをしていただいて、情報の共有、そして仕事の進捗状況等をきちんと

報告、連絡するような形の仕組みを、まず徹底をしていきたいということが1点あります。

また、小規模ではありますけれども、7月1日付をもちまして人事異動を発令しておりますので、その中でも機能のスムーズな運営ができるように、多少の人の異動も行っておりますので、その辺も併せて報告をさせていただきます。

また、窓口のサービスの件ですけれども、やはりもう少しスピード感を持っていかないと、住民の方がなかなか満足していただけないという部分は多分にあるということを聞いておりますので、その辺も徹底して、スピード化を図りながら、適材適所の人を配置して、住民の方が少しでも満足いただけるような形を早急に取りっていきたいと思います。その件につきましては、民間であったり、各役所との交流や研修等も含めながら、レベルアップも図っていかねばならないというふうに思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

また、先ほどN A Aの事務所が移転するということでお話ししましたが、裏に職員の福利厚生目的の休憩所、あとはお弁当を食べるような施設を造って、少しストレス解消というか、気分転換をできるような福利厚生施設もやはり造っていかないと、ただ、やっってください、やっってくださいというばかりでは職員の方もまいってしまいますので、気分転換をしながら、ストレスをためずに窓口に集中していけるようなことを、これからどんどんやっていきたいと思っておりますので、議員の皆様にもいろいろな御指摘があった場合は、早急にいろいろな問題を提起していただいて、早期に改善をしていきたいと思っておりますので、そういうことで御了解いただきたいと思っております。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。今後、野澤町長先頭に、夢あるまちへ、命と暮らしを守って、町民が主役の河内町を目指して、行政施策をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（服部 隆君） ここで暫時休憩いたします。

10分の休憩といたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時28分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、5番高橋 稔君、登壇願います。

〔5番高橋 稔君登壇〕

○5番（高橋 稔君） 改めまして、こんにちわ。5番高橋 稔でございます。野澤町長におかれましては、去る5月の町長選挙において、高得票数を獲得して初当選されましたこと、誠におめでとうございます。野澤町長は持ち前のリーダーシップを発揮し、スピード感を持って、常に町民目線での町政運営をされるものと確信しております。今後の御活

躍をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は初めに、航空機の騒音防止対策について。次に、子育て支援策の充実について。最後に、新型コロナウイルスの感染拡大防止策についての質問をさせていただきます。

詳細については自席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 初めに、1項目めの航空機の騒音防止対策についてであります。

令和3年4月現在、河内町の世帯数は3,400世帯であり、そのうち航空機の騒音対策となっている世帯が1,700世帯あり、何と町全体の50%が航空機の騒音に悩まされております。

国土交通省は、令和2年1月に成田国際空港の更なる機能強化に係る施設変更を許可し、令和2年4月1日に消防法の施行及び都市計画変更の告示がなされたことから、第1種区域の対象エリアが拡大されました。これにより、平成10年4月1日から令和2年4月1日時点で、騒音区域内に所在する住宅も民家防音工事の補助対象となり、これまで防音工事補助対象外のため、航空機の騒音に悩まされ続けてきた世帯にとっては朗報であり、大変喜ばしいことでもあります。

基準日の変更から1年余りが経過しましたが、隣接区域を含め、新たに防音工事の補助対象となった住宅に対する補助申請率、周知方法及び周知頻度を都市整備課長にお伺いいたします。

河内町民家防音工事補助金交付要綱に係る実施要領によると、住宅防音工事の申請は、1建物につき本体工事及び空調工事とも1回のみとするとあります。空調工事にあっては、工事の申請時に対象家屋に居住する人数によって設置台数に限度がありますが、防音工事実施後10年を経過し、所要の機能が失われている空調機の更新工事を実施する際には、たとえ居住人数が減ったとしても申請時に認定された人数が担保され、更新台数に変更は生じません。このように現状を維持する対応は歓迎できますが、反面、現在の実施要綱では、子供が誕生したこと等により人数が増えた場合であっても、空調機器の追加を補助対象としないとしていることは公平性に欠けるものと考えます。

成田空港周辺地域とのバランスもあると思いますが、河内町独自でこれを改善することは可能であるのかを併せて都市整備課長にお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋議員の御質問にお答えします。

成田空港の更なる機能強化に伴う第一種区域防音工事の区域指定の追加が、令和2年3月24日に国土交通省告示がなされ、令和2年4月1日から施行されたところです。

これにより、新たに片巻、和銅谷地区の全域、長竿、田川、金江津、下加納の一部が第一種区域に指定され、約800世帯が隣接区域から移行してございます。また、隣接区域も

平成10年4月2日以降、令和2年4月1日の基準日までに69件が新たに対象となりました。

御質問にあります新たな補助対象となった住宅に対する補助申請率、周知方法及び頻度について御報告いたします。

初めに、第一種区域の申請率は710件中228件の申請で32%、隣接区域は69件中24件の申請があり、35%となっております。

次に、周知方法ですが、第一種区域につきましては、区域の拡大について広報かわちとホームページでそれぞれお知らせするとともに、対象者宛てに個別で案内し、改善センターにおいて、第一種区域が拡大したことによる説明会を2回開催しております。隣接区域の基準日の変更については、広報かわちで2回お知らせし、対象者宛てに個別で案内をしております。また、第一種区域、隣接区域の制度全般について、広報かわちでお知らせしているところです。

次に、本町における隣接区域民家防音工事における空調機器の設置補助については、一つの住宅において申請時の人数に合わせて、1人から3人世帯で1台、4人以上で2台設置とされているところです。現在のところ、一つの住宅につき初回の本体工事及び空調工事の申請は1回限りとしており、設置から10年以上経過して、空調機器に故障や不具合等がある場合に更新工事を認めております。そのため、住んでいる方が増えて、初回であればエアコンが2台設置できるような場合でも、増設の補助は現在しておりません。また、先ほどもありましたとおり、逆に住んでいる方が減った場合でも、初回で2台のエアコンが設置されていれば、2台の更新を認めております。

御質問にありました河内町独自で隣接区域民家防音工事における空調機器の設置補助については、町の補助事業ですので見直しは可能はありますが、第一種区域その他の地域とのバランス等もございますので、慎重に検討が必要と考えます。

以上です。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 新たに防音工事の対象となった世帯が知らなかったよというようなことがないように、定期的な周知徹底に努めていただきたいと思います。

河内町の人口減少が著しく進行している要因の一つに、子供が生まれる人数が年々減少していることが挙げられます。

そこで、野澤町長は、3歳までの保育料の無償化を公約に挙げ、子供を産み育てやすい環境づくりに取り組むとしています。また、空き家対策として、借手と貸手をつなぐ施策を展開し、定住・移住を促進し、人口減少に歯止めをかける取組に努めるとしています。繰り返しになりますが、河内町の半分の住宅が航空機の騒音区域内にあることから、安心して子供を産み育てられる環境づくりや定住・移住を促進するためには、充実した生活環境の整備が必要不可欠であります。

そこで、世帯の人数増加による空調機器の追加を補助対象とすべきと考えますが、町長

の見解をお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 高橋議員の御質問にお答えします。

先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、今のところは見直すつもりはないということでございますけれども、やはり騒音がずっと付きまとうことでもありますし、今、コロナで多少静か、便数も少ないということもあるでしょうけれども、これが回復してきますと、騒音の問題というのは避けては通れないということで、人口の推移、増えたり減ったりを見ながら、何らかの対応はしていかなければならないというふうに思います。急激な変化があった場合は、見直すことはしなくてはいけない、そのときに、別の事業か何かでの補助等も考えながら対策は打っていこうと思っておりますので、その辺で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 防音工事補助金交付の柔軟化は、今、都市整備課長のほうからありましたとおり、町の要綱、要領を変更するだけで可能となるということであります。航空機の騒音軽減の一環として、速やかに対応していただけることを期待いたします。よろしく申し上げます。

次に、2項目めの子育て支援の充実についてであります。

河内町では、子育て支援の一つとして、令和2年9月から、町立認定こども園に在園している3歳児から5歳児の副食費及びかわち学園に在籍する児童生徒の給食費を無償化するとともに、町内在住で町外の幼稚園や保育施設に通う3歳児から5歳児の副食費や町外に就学する児童生徒に対し、給食費の補助を行っています。また、新規の支援策として、令和4年度の新入学児童にランドセルや体操服一式を贈呈する事業が開始されました。

このように、河内町では、子育てに対し様々な支援策を実施しており、子供を産み育てやすい環境づくりに取り組んでおりますが、新規事業の中のランドセルの贈呈についてお伺いいたします。

お孫さんの入学祝いにランドセルをプレゼントすることに、喜びや楽しみを感じている祖父母の方もおられることでしょう。また、子供の個性を伸ばすために必要なことは、子供の主体性、自主性を尊重することです。町が販売者やデザイン及び上限金額を指定した中からランドセルを選ばない限り、この事業の対象とはならず、他の販売者からの購入に対する補助制度は一切ないようです。町では、選択肢を決定し、子供たちが同じようなランドセルを使用するようにと考えているように思えるのですが、ランドセル贈呈の趣旨及び現在どのくらいの申込みがあるのかを、教育委員会事務局長にお伺いいたします。

また、今は個性豊かなデザインと色合いや機能にすぐれたランドセルが数多くあるようですので、現品の贈呈ではなく、町で設定したランドセルにかかる費用と同等額を入学祝いとして支給すべきと考えますが、教育委員会事務局長の見解をお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

新入学児童を対象とした入学祝い品の贈呈事業は、入学の際に必要なランドセル、体操服、学用品を町から贈呈することで、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てを支援することが目的でありまして、使用するランドセルの均一化を図るといったことが目的ではございません。

ランドセルは、龍ヶ崎市内のなるしま及びイトーヨーカ堂の二つの事業者と物品供給契約を交わしておりまして、選択できる対象商品は、なるしまが5社120種類、イトーヨーカ堂は5社147種類の中から選ぶことができます。店舗によって価格やアフターサービスの違いがあり、どちらの店舗で申し込まれるかは、保護者の方に選択していただいているところでございます。また、両店舗の取扱い商品のうち、本事業の対象外の商品を希望される場合や他の店舗での購入を希望される場合は、本事業によるランドセルの贈呈を辞退していただき、例えば、祖父母からプレゼントされたものを、または、御自分で購入されたものを使用することは問題ございません。

来年度の新入学予定者は28名で、申込み期限は7月末までとなっておりますが、現在のところに2店舗合わせて12名、約43%の方が申込みを済ませており、辞退の申出はございません。

次に、入学祝いとして金銭での支給につきましては、そのお祝い金が家庭の状況などによっては生活費などに充てられてしまい、本来の目的に使われないということを守るため品物での贈呈とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） いろいろな観点から総合的な判断をし、よりよい方法を模索していただくことを期待します。

河内町の様々な子育て支援策の一つに、経済的に困りの保護者の方を対象に、入学準備金の支給があります。この事業は、新1年生と新7年生が該当します。しかし、令和4年度の新規事業では、新1年生には入学祝い品の支給がありますが、私服から制服に変わり、心新たな気持ちで登校する新7年生には、町から何ら祝い品等の贈呈が予定されておりません。制服を着るということは、人生の一つの節目といっても過言ではありません。

そこで、お子さんの成長を祝うとともに、保護者の負担を軽減するため、新7年生に祝い品として制服を贈呈すべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 高橋議員の質問にお答えします。

先ほどのランドセルの件は、教育委員会のほうから説明したと思いますけれども、総額で10万円以内という目安を立てておりまして、ランドセルは6万6,000円が上限ですから、

約260種類の中から選んでもらえれば、皆さんがいただけます。そのほかに、ジャージ上下を2着ずつと、中の体操服ですか、それと文房具等で約10万円になるように、最大10万円という形を取らせていただきますので、それなりのものが買えるのかなと自分では思っております。

また、入学祝い金というか、やはり7年生ということになりますと節目ですから、今夏服が約2万円、冬服が5万円ということで、約7万円相当の費用がかかるということでございますので、3万円を目標に補助券という形で、一時金の支払いをしたいと考えております。また、私立の学校に行く場合は、もっとお金はかかるとは思いますけれども、その方につきましては、買った領収書を持ってきていただいて、3万円までを現金で補助するという形を令和4年度から取っていきたいというふうに考えておりますので、その辺で御理解いただきたいと思います。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 今まで7年生には、優遇というか、なかったものを、町長、素早い決断だなというふうに思います。ありがとうございます。町長が優先して取り組もうとしている子育て支援をさせるためには、この制服の贈呈も大変重要な施策であると思いますので、引き続き制服の全額補助に向けた前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大防止策についてであります。

新型コロナウイルスのワクチン接種により、感染者は減少傾向にありますが、最近では、感染力が強いとされるインドで確認されたデルタ株の変異ウイルスによる感染者が、若年層を中心に増加しております。ワクチンの1回接種の有効性は、従来型で57%に対し、このインド型は33%と低く、2回接種した場合、従来型が95%に対し、インド型は88%の発症予防効果があると報道されております。このことから分かりますとおり、多くの方が早期に2回接種ができる体制づくりを構築することが肝要であります。

河内町では、高齢者のワクチン接種が、近隣市町村に比べスムーズに行われているようですが、若年層の感染者が増加しているインド型の感染リスクを減らすため、どのような対策を講じていくのかを、町民課長にお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年からの緊急事態宣言などもあり、地域の経済や医療現場をはじめ、国民生活全体に甚大な影響が生じております。現在の国内の状況につきましても、感染者が一時的に減少しましたが、感染者の増加傾向が見られ、日を増すごとに上昇し、リバウンドが始まっていると思われまます。

また、この新型コロナウイルスが、従来型からインド型と呼ばれるデルタ株の変異種に置き換わり、感染報告も増加しております。この変異株においては感染力が強いとも言われますので、今後の感染状況に注視しながら、引き続き最大限の警戒が必要だと思えます。

そのような中、世界各国でワクチン接種が進められております。このワクチン接種は我が国において、新型コロナウイルスの感染対策の決め手と位置づけており、国内におきましても、国の示したワクチン接種スケジュールに基づき、医療従事者等を対象にした先行接種が2月から始まりました。当町も保健センター内で保健師を中心に接種体制の構築を進め、ワクチンの配分に合わせて、5月上旬より、高齢者施設からワクチンの接種を開始しました。

接種の状況につきましては、65歳以上の方は、現時点で約65%以上の方が、1回目の接種を終え、2回目の接種につきましても並行して進んでおるところでございます。また、64歳以下で基礎疾患がある方、併せて50歳から64歳の一般の方々の接種も実施しております。さらに当初のスケジュールを前倒ししまして、16歳から49歳までの方を7月5日より開始いたします。ここまで、県内でも比較的早いスケジュールで進められていくという状況でございます。

当町のワクチン接種体制構築につきましては、生活圏、地理的な状況などを踏まえまして、龍ヶ崎市、稲敷市、さらに県外の成田市にある8医療機関にお願いし、御協力を得ながら接種を実施しております。この医療機関では、ふだんの診療に加え、日々懸命にワクチン接種業務を担っていただき、大変過酷な状況でございます。各医療機関の先生方をはじめスタッフの方々には、この場をお借りしまして、改めまして心より感謝申し上げます。

高橋議員の御質問の中にもございましたが、このところ若年層の感染者が急激に増加しております。この若年層の方の感染を早期に抑えることが重要と考えております。ワクチン接種担当課としまして、このワクチン接種を一日でも早く若い世代にまで幅広く進め、今後の感染拡大防止に努めます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 河内町のワクチン接種の取組、大変すばらしい対応であり、感謝申し上げます。しかしながら、引き続き、64歳以下の方への接種もスムーズに行われる体制づくりに努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止には、今も話しましたが、ワクチン接種が有効であります。この接種は任意であり、接種を希望しない方も相当数いることが予想されます。この未接種の方と接触することにより、感染リスクは高まるわけですが、接種者と未接種者を見分ける方法はありません。

町では感染拡大防止策として、公共施設にサーマルカメラや手指消毒液、そして空気洗浄機などを設置しておりますが、公共施設のみならず、町内全域を対象とした感染拡大防止策に取り組む必要があると考えます。

そこで、消毒除菌つきサーマルカメラを町で購入し、不特定多数の人が出入りする事業所やコンビニ等に貸出しを行うことにより、感染リスクの低減や感染拡大の防止につなが

ると考えます。さらには、河内町は新型コロナウイルスの拡大防止に積極的な取組を行っているとのPRにもつながると思いますが、町民課長の見解をお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

高橋議員のおっしゃるとおり、公共施設以外にも、店舗や事業所など人の多く出入りする場所につきましては、感染リスクも高く、今後につきましても、感染防止対策に町全体で取り組んでいくことは必要だと考えております。町長はじめ関係部署とも協議しながら検討してまいりたいと思います。

国内では、東京オリンピック・パラリンピックの開催も控え、首都圏との人の流れも多くなります。それに合わせて、徐々にではありますが経済が動き始めており、私たちも長い制限された生活にもだんだん慣れが生じて、気持ちが緩んでまいります。しかしながら、この新型コロナウイルス感染症がまた増加傾向にあることや変異株の影響などを踏まえますと、ワクチン接種は進んでおりますが、ワクチン接種後も完全に感染するリスクがゼロではございません。いまだ、この新型コロナウイルス感染症で毎日亡くなった方の報道がされているのが現状でございます。

町民の皆様におかれましては、まだまだ安心することなく、一人一人が危機感を持っていただき、感染防止対策の徹底を引き続きお願いしたいと思います。また、このワクチン接種に支援が必要な方への配慮やその対応というのも重要と考えておりますので、そういった事案や相談に対しましては、福祉課とも連携を図りながら対応してまいりたいと思います。

今後につきましても、町民の皆様の様々な意見に耳を傾け、その期待に応えることが私たちの行政の責務だと思っております。今後も、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのため、私ども使命感を持って、より一層の努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） このサーマルカメラの貸出しという施策は、新型コロナウイルスの水際対策として非常に有効性があるものと考えますので、ぜひ実施の方向で検討していただきたいと思っております。

最後になりましたが、藤井副町長が本日をもって退任されます。役場職員を経て37年余りの長きにわたり、河内町の発展のため御尽力をいただき、心から敬意を表したいと思います。大変お疲れさまでした。今後も健康に十分留意され、第2の人生を大いに楽しんでください。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（服部 隆君） 日程2、議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程3、議案第2号 令和2年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和2年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程4、議案第4号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程 5、議案第 5 号 令和 3 年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 令和 3 年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程 6、議案第 6 号 令和 3 年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 令和 3 年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程 7、議案第 7 号 令和 3 年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 令和 3 年度河内町後

期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程8、議案第8号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 本日提出されました日程9及び日程10につきまして、審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

〔町長野澤良治君登壇〕

○町長（野澤良治君） 本日提出いたしました議案第11号及び議案第12号の提案理由について御説明申し上げます。

議案第11号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1億113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億619万8,000円とするものであります。

議案第12号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本件は、第3条収益的収入及び支出の予算額の総額に205万,7000円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ2億7,559万2,000円とするものであります。

以上、議案2件につきまして、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（服部 隆君） 日程9、議案第11号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第11号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第2号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に1億113万5,000円を追加し、予算総額を47億619万8,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、5ページになります。

歳入につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として8,762万9,000円。繰越金は、本補正予算の財源調整のため1,350万6,000円を増額計上するものでございます。

6ページ以降の歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、効果的な対策を講ずるための経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程10、議案第12号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第12号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）の概要を説明いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業に伴う令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、当初の予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の総額に205万7,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定額の総額を2億7,559万2,000円とするものであります。

収益的収入につきましては、営業外収益のほか、他会計補助金を205万7,000円追加する

ものでございます。

収益的支出につきましては、営業費用のうち、総係費の備品消耗品費を44万9,000円、修繕費を106万8,000円追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程11、総務経済常任委員会報告についてを議題といたします。

本件について、総務経済常任委員会から所管事務調査について報告を行いたいとの申出がありましたので許可します。

諸岡総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長諸岡周示君登壇〕

○総務経済常任委員長（諸岡周示君） それでは、総務経済常任委員会事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会における所管事務調査の経過並びに結果について御報告をいたします。

令和2年3月13日の令和2年第1回定例会一般質問において、町各種団体の会計について質問をいたしましたところ、執行部より再調査をする趣旨の答弁があり、当委員会において、第2回定例会開会中の6月4日、答弁に基づいた調査結果の報告を受け、1件調査中とした継続調査案件について、令和3年5月25日から5回にわたり、全委員出席の下、慎重に調査を致しました。

令和3年5月25日、1件の調査中の案件について執行部より経過報告がありました。団体会計担当元職員の団体事務に関する事で、内容としては、預金通帳入出金状況、支払い関係の遅延等について問題としたものであり、これについて、当時の元職員に対し聞き取り等を行ったが、不明な支出があったものの、差引簿は整合されておりますが明確な回答を得られず、数多く不明な点があるものの、証明するための物的及び人的な証拠に乏しく、不正を客観的に証明することが難しいと考え、質問に対し回答いただけないのは遺憾

ではあるが、調査終了とする趣旨の説明がありました。

これを受け、6月10日に執行部から資料提示の下、説明を受け、今議会中6月23日、6月24日、6月28日の委員会では、説明員として藤井副町長、諏訪総務課長及び石山出納室長のほか、参考人として当時の香取元福祉課長補佐及び当時の団体会計担当元職員である山本 豊議員に委員外議員として出席を要求し、意見を求めました。

不明な支出による430万円以上ものお金を手提げ金庫に保管していたのはなぜか、なぜ1年以上のもの間、団体の皆様にその手持ち金があったにもかかわらず、報酬等の支払いがされなかったのか、手持ち金があったのに通帳から支払いをなぜしなければならなかったのかについて、非常に公人としての立場を失墜する、疑問に残るとしか言えない聴取であった、また、不明な点が数多く、ずさんな管理が行われていた状況でありましたが、先ほど報告したように、物的及び人的にも証拠に乏しく、不正を客観的に証明することは難しいと委員会としては考えました。

今後、執行部各位におかれましては、公金管理において十分注意して業務を遂行し、改善いただくようお願いを申し上げます。

令和3年6月30日

総務経済常任委員会委員長 諸岡周示

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦勞さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切ります。以上で、総務経済常任委員会報告は終わりました。

〔「ここで動議を提出します」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 宮本議員の発言を許します。

○12番（宮本秀樹君） ただいまの総務経済常任委員会からの報告により、山本 豊議員に対する議員辞職勧告を提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） ただいま宮本秀樹君から動議が提出されました。

この動議は会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、成立しました。

本動議の決議内容について、文書にて提出願います。

ここで暫時休憩といたします。

午後零時15分休憩

午後零時16分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

宮本秀樹君から山本 豊議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。

本動議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

本動議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 追加日程1、山本 豊議員に対する議員辞職勧告決議を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、山本 豊君の退場を求めます。

〔1番山本 豊君退場〕

○議長（服部 隆君） それでは、提出者の説明を求めます。

12番宮本秀樹君、登壇願います。

〔12番宮本秀樹君登壇〕

○12番（宮本秀樹君）

山本 豊議員に対する議員辞職勧告決議

本議会は、山本 豊議員に議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和3年6月30日

河内町議会

それでは、提案理由を申し上げます。

山本 豊議員は当時役場職員として、在職時に河内町民生委員児童委員協議会の事務局として、団体の会計業務を担当していたようですが、執行部による団体会計業務の調査後の質問に対して回答しておりません。町は調査したことで問題があれば、当時の団体会計責任者に確認を取ることは当然であり、団体会計事務担当者として、団体会計の入出金に携わっていたのであれば、真摯に町の質問に答えるべきと考えます。

総務経済常任委員会の聞き取り調査においても、預金通帳から支出した現金は、出納室に預けたとっております。通常ですと、支払請求あった場合には預金通帳から支出して支払い、領収書を保管して差引簿及び通帳等に記帳すると町職員から報告を受けておりますが、山本議員の場合は、預金通帳から必要もないのに支出し続け、一時は430万円以上を手持現金として保管していたと思われませんが、公金を必要もなく、町または県から団体

通帳に入金後、すぐ支出し、現金で保管することなど到底考えられません。また、業者への支払い遅延、個人負担金等の収入など、不明な点が数多くあると考えます。

よって、当時河内町福祉課係長として在職し、現在は町議会議員として活動していることを考えますと、議会会議規則第102条「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定されており、これに違反し、また河内町の権威、信用の失墜を招くものであり、河内町議会議員としての資質もないと判断します。

以上のことから、山本 豊議員に対し、速やかに議員の職を辞することを勧告いたします。

以上です。

○議長（服部 隆君） 質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、本動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部 隆君） 起立多数により、山本 豊議員に対する議員辞職勧告決議については、原案のとおり可決することに決しました。

山本 豊君の入場を許します。

〔1番山本 豊君入場〕

---

○議長（服部 隆君） 日程12、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和3年第2回河内町議会定例会を閉会といたします。

ここで、本日をもって任期満了により藤井副町長が退任されますので、御挨拶をお願いいたします。

○副町長（藤井俊一君） 議会定例会、大変お疲れさまでございました。この場をお借りしまして、御挨拶申し上げます。

このたび本日付をもちまして、副町長の職を退任いたします。４年間という在職期間でございましたが、町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様、そして町長、教育長をはじめ、職員の皆様より温かい御指導、御支援、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

これからも河内町民として、微力ではございますが、お手伝いできることがあれば協力していきたいと思っておりますので、今後も変わらぬ御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりますが、河内町のますますの発展と議員皆様の御健勝、御活躍を御祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

午後零時２４分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

河内町議会議長

河内町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員